

兵庫県公報

平成26年3月31日 月曜日 第5号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

監査委員公告	ページ
○ 包括外部監査の結果に係る措置結果について	1

監査委員公告

包括外部監査の結果に係る措置結果について

平成25年3月29日付けで公表した包括外部監査の結果に対し、知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知が、平成26年3月6日にあったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成26年3月31日

兵庫県監査委員

森 脇 保 仁
藤 川 泰 延
塚 本 隆 文
松 田 一 成

平成25年 3月29日付け包括外部監査報告に係る措置
環境行政に関する財務事務の執行及び出資団体の経営管理について

外部監査人の指摘事項及び意見	対応及び改善策
<p>第3 環境行政に関する財務事務 【3】環境行政全般 (1) 環境基本計画の点検・評価の方法を再検討すべき（意見） ア 評価項目の設定基準が不明確 環境基本計画において、評価対象とすべき項目は明確に示されていないため、なぜ評価項目としてこれらの項目を設定したのかについては、環境基本計画との関連性において十分な説明が必要である。</p>	<p>平成26年 3月に策定した第4次兵庫県環境基本計画（以下「第4次計画」という。）では、施策の進捗状況の把握が可能となるよう、各分野の重点目標や評価指標を設定し、「点検・評価の見える化」を図ることとした。</p>
<p>イ 評価基準が不明確 各項目の評価においては、具体的な目標が何であるのか、それに対して評価対象年度の実績がどうであったのか、それに対してどのように評価したのか、をそれぞれ明確にしなければならぬ。</p>	<p>実績の評価については、第3次計画策定後、下位計画や全庁的に取り組まれている施策の状況を踏まえて実施してきた。平成25年度の点検・評価においては、おおむね順調な計画の進捗が図られているものの、民生部門のCO₂排出量の削減、一般廃棄物の再生利用において一層の取組が必要との結果となった。 平成26年 3月に策定した第4次計画では、施策の進捗状況の把握が可能となるよう、各分野の重点目標や評価指標を設定し、「点検・評価の見える化」を図ることとした。</p>
<p>ウ 個別計画との関係性が不明確 個別計画と環境基本計画の関係性を明らかにするとともに、どの指標をどのような位置付けで評価するのかを明確に示す必要がある。</p>	<p>第3次計画における毎年度の基本計画の点検評価や環境白書では、環境基本計画とその下位計画の関係性や下位計画に基づく取組状況等の言及がなされていなかったことから、平成25年度より、これらの計画の取組についても記載し環境基本計画との関係性について明確化した。 併せて、平成26年 3月に策定した第4次計画においても環境基本計画と個別計画の位置付けとの関係性について記載することとした。 また、計画の進捗を客観的に把握するため、重点目標や環境指標を設定し、より客観性の高い評価が可能となるような進捗管理を行うこととしている。</p>
<p>(2) 環境行政に関連する事業の執行にあたっては環境施策の目標を意識すべき（意見） 農林水産振興事務所は、「ひょうご農林水産ビジョン2020」に基づいて、それぞれの事務所が所管する地域の農林水産ビジョンを定めており、環境行政に関する各事業も当該ビジョンの中に位置付けられるが、当該ビジョンには環境行政の施策目標についての言及は無く、意識付</p>	<p>「ひょうご農林水産ビジョン2020」では、基本方向の1つに“「農」が先導する食の安全安心と地域環境の保全”を位置付けており、環境にやさしい農林水産の推進、バイオマスの循環活用、自然エネルギーの利活用等により地球温暖化の防止や生物多様性の保全にも適切に対応</p>

<p>ける仕組みが備わっていない。 環境行政に関連する事業を執行する以上、当該事業と環境施策との関連性を認識し、環境施策の目標を意識する必要がある。</p>	<p>するとされている。 また、平成25年3月に策定した「まちづくり基本方針」では、基本コンセプトの1つに“環境と共生するまちづくり”が位置付けられるなど、他部局における基本計画においても、環境施策との関連が明確に記載されている。 第4次計画の推進にあたっては、全庁横断的に取り組み、他部局で策定されている計画との整合性を図ることにより、環境施策との関係性の意識付けを図ることとしている。</p>
<p>(3) 真の「共生」を実現するためには、個体数管理から、被害管理及び生息地管理へと事業の重点を移すべき（意見） 野生動物被害防止対策は、環境施策上「生物多様性の保全」に関する取組として位置付けられているが、平成23年度最終予算で見ると、農政環境部が行っている事業のうち「生物多様性保全の推進」に位置付けられている事業の予算額に対し、およそ3割に相当する予算額が野生動物の狩猟・捕獲に投入されている。環境基本計画のうち、「野生動物との共生」の点検・評価において、シカの捕獲頭数を目標（年間3万頭）と比較して評価しているが、「野生動物による被害防止対策」という項目が「野生動物との共生」の評価項目として適切であるか再検討する必要がある。</p>	<p>野生動物の保護管理には、①個体数管理、②被害管理、③生息地管理があり、これらをバランス良く行うことで人と野生動物の共生が図られる。しかし、特に増えすぎたニホンジカにより、農作物被害は増加し、生態系のバランスが崩れている現状にあることから、まず共生が可能となる生息数になるよう捕獲対策を進めている。併せて、人と野生動物の住み分けを図るための被害管理と生息地管理に取り組んでいる。</p>
<p>(4) 環境行政全体の予算及び決算並びに実質的なコストを集計・開示すべき（意見） ア 人件費が含まれていない 農政環境部において把握している予算上、各事業には人件費が含まれていないため、実質的な行政活動のコストとはなっていない。従事割合などにより施策体系ごとに人件費も集計し、予算額とともに開示すべきである。</p>	<p>環境基本計画に基づき農政環境部以外の環境行政関連事業についても、施策体系ごとに事業費を集計することとする。また、人件費については、従事割合等により集計し、併せて兵庫県ホームページ中の「兵庫の環境」に掲載する。</p>
<p>イ 単年度貸付など実質的な事業費ではないものが含まれている 農政環境部の環境関係予算は、平成23年度において12,145百万円とされているが、約7,700百万円は、単年度貸付等の反復によって生じているに過ぎないものであり、単に環境関係予算を開示することは、環境関連事業の当該年度に実施した事業量としての規模について利用者に誤解を与えるおそれがあるため、開示のあり方について検討すべきである。</p>	<p>単年度貸付については、当該年度における新規貸付金額が明らかになるよう新規分と過年度分とに区別した上で、歳入歳出予算参考資料及び歳出決算参考資料において開示するとともに、兵庫県のホームページ中の「兵庫の環境」に掲載する。</p>
<p>ウ 決算額が集計・開示されていない 農政環境部の環境関係予算として事業ごと</p>	<p>事業費5百万円以上の主な政策的事業につい</p>

<p>に集計・開示されているものはあくまで当初予算額のみであり、決算額は事項別に集計されているものの、事業ごとに集計・開示されていない。</p> <p>実際に環境関連事業にどれだけの事業費・人件費を投じたかは重要な情報であり、決算額も集計・開示すべきである。</p>	<p>ては、事業費と人件費の合計による総コスト及び事業目標に対する達成状況などから事業評価を行い、毎年度公表している。評価対象事業については、毎年見直ししながら事業効果を検証した上で、兵庫県のホームページ中の「兵庫の環境」に掲載する。</p>
<p>【4】環境行政個別事業 <地球温暖化の防止> 1. 環境保全・グリーンエネルギー設備設置貸付事業 ア 当事業を評価するための指標を設定し、その達成度を評価すべき（意見）</p> <p>融資目標額については、利用見込みから枠的に設定されたものであり、事業の評価のための指標として機能していない面がある。このため、当事業の実績を評価するための指標（計画件数など）を設定するよう検討する必要がある。</p> <p>今後は設定した指標の達成状況により、従来の広報活動を見直す要否の検討を行うとともに、追加的な対応策についての検討を行い、今後とも制度の利用促進を図るため継続的に施策を講じていくべきである。</p>	<p>本融資事業は事業者の環境保全活動の推進を目的に設けられた制度であり、予算額は単なる枠ではなく、利用者のニーズに十分応えられるよう、利用見込みに応じた必要額を確保するものである。</p> <p>県としては、制度の利用促進を図るため、平成25年度から融資利率の引下げの見直しを行ったところである。引き続き中小企業者や金融機関、商工会議所等関係機関に対する広報活動に努め、事業の利用促進を図る。</p>
<p><循環型社会の構築> 1. 不適正処理対策充実強化事業 ア 監視・通報ネットワークのあり方を不断に検討すべき（意見）</p> <p>「不法投棄を許さない地域づくりに関する協定書」の締結は、不法投棄の発見よりもむしろ抑止効果を期待して行ったものではあるが、協定書の締結対象範囲が現状で十分なのかどうか、あるいは、協定書が締結されてから期間が経過していることも踏まえ、不法投棄の抑止効果という観点から、監視・通報ネットワークの周知・啓蒙を強化すべきでないかなど、監視・通報ネットワークのあり方を不断に検討すべきである。</p>	<p>県民局を通じて、通報制度の主旨を再度説明し、現状で当制度が十分活用されていない事業者については、不法投棄を早期発見・対応することで、県民の生活環境の保全が図れることから、不法投棄を発見した場合に通報する当制度の存続等の意向を確認した。</p> <p>その上で、改めて事業者に対し、①通報制度の活性化の依頼、②必要に応じた啓発資材の提供、③県（行政）、県（警察）、市町等の連携の強化などの対策を講じた。</p>
<p>2. 人工衛星画像を活用した不法投棄監視事業 ア 県民局で配置されている不法投棄監視調査員の実施業務を適切にモニタリングすべき（意見）</p> <p>環境整備課は速やかに事業成果をとりまとめ、県民局に分析結果をフィードバックすることにより、各県民局の地理的な特性等に応じて最適な調査が行われるよう積極的な指導機能を発揮し、適切なモニタリングを行うべきである。</p>	<p>人工衛星写真の解析に伴う現地調査結果や不法投棄場所の傾向を統計的にまとめた事業成果や分析結果について、すべての県民局の不法投棄監視調査員を対象とした研修会（平成25年4月19日実施）でフィードバックを行った。</p> <p>今後も、研修会等を活用して調査に役立つ情</p>

	<p>報の共有を図ることとする。</p>
<p>＜生物多様性の保全＞ 1. 特定外来生物被害対策事業 ア 単価設定など他団体と比較検討すべき（意見） 他の都道府県と比較検討するなどして、各市町との契約単価の妥当性を明らかにしておくべきである。</p>	<p>アライグマ等の捕獲に係る単価設定については、近畿府県のブロック会議等において、随時情報交換を行っているところであり、今後、事業成果を踏まえ、他府県の状況を参考に単価を見直すこととする。</p>
<p>2. シカ個体群管理事業（P.41） ア 単価設定など他団体と比較検討すべき（意見） 他の都道府県と比較検討するなどして、各市町との契約単価の妥当性を明らかにしておくべきである。</p>	<p>シカ捕獲に係る単価設定については、近畿府県のブロック会議等において、随時情報交換等を行っているところであり、今後、事業成果を踏まえ、他府県の状況を参考に単価を見直すこととする。</p>
<p>イ メスジカを効果的に捕獲する手段を検討すべき（意見） 当事業は妊娠期から出産期のメスジカの捕獲に重点的に取り組んでおり、実施要領においても「メスジカを中心に捕獲する」と明記している。 しかしながら、具体的にメスジカを効果的に捕獲する手段は特段講じられておらず、実際、狩猟期間を通じてオスジカの捕獲頭数がメスジカの捕獲頭数を上回っている地域も見られる。メスジカを効果的に捕獲する手段を検討すべきであると考えられる。 また、対策の有効性を評価・検証する仕組みも合わせて整備すべきである。</p>	<p>狩猟時にメスジカを選択的に優先捕獲することは困難であるが、妊娠期と出産期の捕獲を強化するよう、実施要領に明記することで、狩猟者への意識付けを図っているものである。 その結果、この時期のメスジカの捕獲割合が高くなっていることから、一定の啓発効果は進んでいると考える。</p>
<p>3. シカ捕獲実施隊編制支援事業 ア 単価設定など他団体と比較検討すべき（意見） 他の都道府県と比較検討するなどして、各市町との契約単価の妥当性を明らかにしておくべきである。</p>	<p>シカ捕獲に係る単価設定については、近畿府県のブロック会議等において、随時情報交換等を行っているところであり、今後、事業成果を踏まえ、他府県の状況を参考に単価を見直すこととする。</p>
<p>4. シカ緊急捕獲拡大事業 ア 単価設定など他団体と比較検討すべき（意見） 今後も適切な単価設定を維持していくため、同様の事業を実施する他団体の事例があれば、段階制の報償金の単価等について比較</p>	<p>猟期中のシカ捕獲に関して報償金制度を導入している都道府県は、現在のところ高知県及び京都府のみであるため、両府県のシカ捕獲に係</p>

<p>検討することが必要であると考え。</p>	<p>る補助制度等を参考に設定している。</p> <p>報償金単価について、狩猟者の事務手続の簡素化を図るため、平成26年度より段階制を取りやめ、一律単価に見直しを行った。</p> <p>今後、他府県において同様の事業が実施された場合は、その単価等を参考に本県の単価を検討することとする。</p>
<p>5. 野生動物総合支援事業（イノシシ等防護柵集落連携設置事業）</p> <p>ア 防護柵設置による効果の検証をより適切に実施すべき（意見）</p> <p>当事業により防護柵を設置した市町等には、農会等ごとに実施状況報告書を作成して県民局に提出させており、実施状況報告書には事業実施前年から事業実施後3年目までの作付面積と被害面積とを農産物の種類ごとに記入させ、これにより防護柵設置の効果を確認している。</p> <p>防護柵設置の効果をより適切に検証するには、作付面積及び被害面積の測定（推定）方法について何らかの指針（ガイドライン等）を示して測定させ、効果をより適切に検証すべきである。</p>	<p>防護柵設置の効果をより適切に検証するため、作付面積の測定（推定）方法について事業実施状況報告書における記載方法を統一するなど、事業実施要領の一部改正を行い、適切な効果検証を行った。</p>
<p>イ 野生動物被害対策事業全体の効果を検証すべき（意見）</p> <p>3つの施策（個体数管理、被害防除、生息環境管理）による現状分析・評価が行われ、今後の課題が「ひょうごみどり白書」にまとめられているが、事業全体として予算規模に見合う効果が表れているのかどうかの検証が行われているとはいえない。何らかの定量的な効果測定手法を検討すべきであると考え。</p>	<p>野生動物被害対策については、個体数管理、被害防除、生息環境管理の3つの施策を一体的に実施することが必要であり、引き続き、それぞれの事業において、現状分析・評価を行う。また、定量的な効果測定として、被害集落における農林業被害額等の推移をみることで、3つの施策に総合的に取り組んだ結果、実際に農林業被害額が著しく軽減した集落をモデル集落とするなど、全体事業量や事業効果に対する総括的な検証を行った。</p>
<p>6. 兵庫みどり公社貸付事業</p> <p>ア 単年度貸付金による財政支援は長期貸付に切り替えるべき（意見）</p> <p>単年度貸付を反復的に実施することによる問題もあることから、一般財源を積み立てるなどにより財源を確保し、単年度貸付は長期貸付に切り替えるべきである。</p>	<p>これまでの間、県が単年度貸付を行ってきた理由は、①現行の地方債制度において、兵庫みどり公社の森林が主伐時期になるまでの間の超長期の地方債を発行することが認められていないこと、②一般財源により一度に所要額を確保することも現下の情勢では困難なことなどであり、県が取り得る手法として適当であると考えている。</p>

<p>イ 分収育林事業の進捗状況を定期的に検証・評価すべき（意見）</p> <p>事業開始後それほどの期間を経っていないため当初計画との大幅な乖離は生じていないものの、木材価格の下落や間伐実施時期の変更といった計画変更は発生している。計画との相違については常にモニタリングし、定期的に事業スキームの検証を繰り返すことが必要である。</p>	<p>県営分収育林事業は林齢100年生までを契約期間とした長期にわたる事業であり、森林の育成途上の借入金の多寡のみに基づいて判断するものではなく、契約開始期から伐採までの期間収支により経営状況を判断するものと考えている。</p> <p>併せて、社会経済情勢の急激な変化が発生した場合は、将来の長期収支への影響を考慮して検討を行う必要があると考える。</p> <p>事業開始後、おおむね10年となる平成20年度に検証をした結果、契約終了時に黒字となることの確認をしており、今後も木材価格や金利など収支に影響を及ぼす要因を10年程度の期間で定期的に収支の検証を行っていく。</p>
<p>7. 上山高原エコミュージアム の推進事業</p> <p>ア 仕様書の記載及び決裁書類の添付資料を見直すべき（意見）</p> <p>委託料の精算の要否を確認するうえで、『経費の実支出額が確認できる資料』は重要な書類であり、仕様書においても提出物として『経費の実支出額が確認できる書類』の提出を求めるよう記載し、委託業務の完了確認時には当該書類を添付するよう見直すべきである。</p>	<p>委託料の精算時に決算書等の「経費の実支出額が確認できる資料」を提出物として求めることができるよう平成25年度から契約に明記した。</p>
<p>イ 今後の財政支援の方針を明確にすべき（意見）</p> <p>今後はNPO法人の自立計画の見直しを行ったうえで、県として今後の財政支援の方針を明確にすべきである。</p>	<p>NPO法人の自立計画については、NPO法人の総会や月例理事会時に、特産品販売等の黒字化の課題・方策を分析・検討した上で、平成25年度に見直しを行うとともに、今後も5年毎に見直しこととした。また、NPO法人の財政状況を勘案のうえ、今後の財政支援の方針を検討する。</p>
<p>8. 峰山高原滞在型中核施設整備事業</p> <p>ア 大規模修繕に係る負担関係を明確に記録すべき（意見）</p> <p>大規模修繕の負担関係を検討した過程、結果、根拠を明確に記録しておくべきである。</p>	<p>大規模修繕が発生した場合は、負担割合やその根拠を示した公文書を交わすよう、見直しを行った。</p>
<p><地域環境負荷の低減></p> <p>1. 最新規制適合車等購入資金貸付事業</p> <p>ア 当事業を評価するための指標を設定し、その達成度を評価すべき（意見）</p> <p>県の施策目標に照らして当事業においてどの程度の貸付実績を確保すべきなのかという</p>	<p>制度の利用促進を図るため、平成25年度から融資利率の引下げの見直しを行った。</p>

<p>観点から、当事業の実績を評価するための指標（計画台数など）を設定するよう検討すべきである。そのうえで、当該指標に満たないのであれば、従前より行っている説明会やWEB上での広報に加え、追加的な対応策を検討し、実行すべきである。</p>	<p>引き続き本事業の広報活動に努め、案内送付先を増やすなど制度の周知徹底を図り、潜在的な利用者の発掘に努める。</p> <p>予算額については、利用状況に基づき平成26年度予算において見直しを行った。</p> <p>なお、平成26年度から最新規制適合車等購入資金貸付事業と最新規制適合車等代替促進特別資金貸付事業を統合し、利用者にわかりやすい制度に改めている。</p>
<p>2. 最新規制適合車等代替促進特別資金貸付事業 ア 当事業を評価するための指標を設定し、その達成度を評価すべき（意見） 当事業の実績を評価するための指標設定について十分に議論し、当該指標に満たないのであれば、従前より行っている説明会やWEB上での広報に加え、追加的な対応策を検討し、実行すべきである。</p>	<p>制度の利用促進を図るため、平成25年度から融資利率の引下げの見直しを行った。</p> <p>引き続き本事業の広報活動に努め、案内送付先を増やすなど制度の周知徹底を図り、潜在的な利用者の発掘に努めた。</p> <p>なお、平成26年度から、最新規制適合車等購入資金貸付事業と、最新規制適合車等代替促進特別資金貸付事業を統合し、利用者にわかりやすい制度に改めている。</p>
<p>3. 最新規制適合車等代替促進特別貸与資金貸付事業 ア 単年度貸付金による財政支援は長期貸付に切り替えるべき（意見） 単年度貸付を反復的に実施することによる問題もあることから、一般財源を積み立てるなどにより財源を確保し、単年度貸付は長期貸付に切り替えるべきである。</p>	<p>有利な資金調達方法を検討した上で単年度貸付を実施しており、県が取り得る手法として適当であると考えている。なお、本年度の行革総点検の中で、当該事業は利用実績が少ないことを踏まえ、平成26年度より新規貸付を廃止することとした。</p>
<p>イ 当事業を評価するための指標を設定し、その達成度を評価すべき（意見） 当事業の実績を評価するための指標設定について十分に議論し、当該指標に満たないのであれば、従前より行っている説明会やWEB上での広報に加え、追加的な対応策を検討し、実行すべきである。</p>	<p>本年度の行革総点検の中で、当該事業は利用実績が少ないことを踏まえ、平成26年度より新規貸付を廃止することとした。</p>
<p><環境保全・創造のための地域システム確立> 1. アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）センター活動支援事業 ア 派遣職員に関する協定書において派遣職員の従業務の内容を適切に記載すべき（結果） 派遣職員の従業務の内容は、職員の派遣に関する協定書第1条において協定書に記載が義務付けられているものであり、規程に沿った適切な記載を行う必要がある。</p>	<p>平成25年度以降、職員の派遣に関する協定書に派遣職員の従事内容の記載を行うこととした。</p>

<p>イ 再委託に関して、県の承諾を得るべき（結果） 書面による県の承諾を得ずに再委託している現時の状態は委託契約書に違反しており、契約書に沿った適切な財務事務を行うべきである。</p>	<p>平成25年度以降、再委託する際には、書面により県の承諾を得ることとした。</p>
<p>ウ 委託料の積算につき、間接費（人件費）の算定方法を見直すべき（結果） 委託料で間接費（勤勉手当等）を支出しているが、間接費を支出する趣旨は、委託業務に間接的に関連する人件費や経費に対して充当するためであり、特定の種類の手当をもって間接費とすることは間接費の趣旨に合っていないことから、間接費の算定方法を見直すべきである。</p>	<p>平成26年度より、補助事業とすることとし、県がAPNセンター（以下、「APN」という。）に支払う補助金のうち、県から派遣している職員に対する勤勉手当等については、管理運営費等として支払うこととする。</p>
<p>エ 県の関与について成果の検証を行い、対外的にアピールすべき（意見） APNセンターが県の意図に沿った研究を実施し、成果を上げているのか、といったことについては、県として検証する必要がある。 現状においては、PDCAサイクルが十分に機能し、継続的に記録・検証しているとまでは言えない状態となっており、当事業の検証方法について検討すべきであると考えます。</p>	<p>平成26年度より、APNに対し、事業計画書の作成にあたり、当該事業の目標を記載するとともに、年度末の実績報告書においては、その達成状況の記載を求める。県では、当該事業計画書、実績報告書の内容を確認し、その結果をAPNに報告する。 また、APNの具体的な事業の内容をAPNのホームページにおいて情報発信する。</p>
<p>2. 地球環境戦略研究機関（IGES）関西研究センター運営支援事業 ア 出張目的や出張内容を厳正に確認すべき（結果） 運営事業費の一部である調査研究費（旅費交通費）について内容を確認したところ、国内の旅費交通費に関しては、そもそも出張報告書が作成されておらず、当事業のために支出されたか否かを判断することができない状態となっていた。速やかに出張報告書の作成を義務付ける必要がある。 その上で、出張目的や出張内容が事業計画に照らして妥当であるか否かを確認すべきである。</p>	<p>平成25年度より、海外出張、国内出張ともに出張報告書の作成を義務付けることとした。また、年度終了後には、県が全ての出張内容（行き先、目的、成果）について、事業計画に沿った適切な内容であることを確認する。</p>
<p>イ 県の関与について成果の検証を行い、対外的にアピールすべき（意見） 委託研究が事業計画に沿ったものであるのか、県が意図している研究が適切に実施されたのか、といったことについては、補助金を支給している県として検証する必要がある。 現状においては、PDCAサイクルが十分</p>	<p>IGES関西研究センター（以下、「センター」という。）に対し、事業計画書の作成においては、当該事業の目標を記載するとともに、年度末の実績報告書においては、その達成状況の記載を求める。県では、当該事業計画書、実績報告書</p>

<p>に機能しているとまでは言えない状態となっているため、当事業の検証方法について検討すべきであるとする。</p>	<p>の内容を確認し、その結果をセンターに報告する。</p> <p>また、センターの具体的な事業の内容をセンターのホームページにおいて情報発信する。</p>
<p>3. ひょうご環境体験館運営事業</p> <p>ア 施設来館者数とイベント出席者数を区別すべき（意見）</p> <p>実際の施設への来館者数と出張イベント参加者数とは区別し、それぞれについて目標を設定し、評価すべきである。</p> <p>なお、上記のとおり、実際の施設への来館者数は開館以降一貫して減少している状況にある。広報の対象や手段、コンテンツの内容など、これまでの延長線上ではない新たなアイデアや工夫を凝らし、施設の運営方法を見直すことが望まれる。</p>	<p>施設の来館者数と、出張イベントの参加者数に係る目標を事業計画に別々に記載するとともに、事業年度終了時においては、それぞれ区別して評価を行うこととする。</p> <p>また、平成26年度は、集客促進につながる環境体験事業を実施するほか、他の県立施設や企業と連携し、魅力的な特別展やイベントを企画・実施することや民間有識者などの意見や類似施設の運営方法を参考に新しい集客戦略を展開する。さらに、環境学習プログラム・展示の充実など、環境体験館の運営方法の見直しを行う。</p>
<p>イ 修繕負担の区分を明確にすべき（意見）</p> <p>現在の協定書を改定し、指定管理者の責めに帰すべき破損・損傷の修繕は指定管理者の負担とするよう、予め明確にしておくべきである。</p>	<p>指定管理者の責めに帰すべき破損・損傷の修繕は指定管理者の負担とするよう、管理協定書を改定した。</p>
<p>ウ 月次報告書、事業報告書について記載事項を明確にすべき（意見）</p> <p>月次報告書や事業報告書の記載事項が定められておらず、それぞれの報告書に何を記載すべきかが曖昧な状態となっている。</p> <p>事業の目的や目標来館者数を達成するためにも、月次報告書や事業報告書の記載事項を明確にすべきである。</p>	<p>平成25年度分より管理協定書を改定し、月次報告書、事業報告書について記載事項を以下のとおり定めた。</p> <p>【月次報告書】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設利用者数、団体数等の施設利用状況 2 利用料金収入の状況 3 施設の修繕実績 4 利用者からの苦情・要望 <p>【事業報告書】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 管理運営業務の実施状況 2 収支状況 3 利用者満足度調査の結果
<p>エ アンケート結果を有効に活用すべき（意見）</p> <p>環境創造協会が提出している自己評価の報告書には、環境体験館において実施しているアンケートの分析結果については全く記載されていない。</p> <p>アンケート結果については、別途、環境創造協会から県に提出しており、分析・検討も行っているとのことであるが、その結果は報</p>	<p>アンケート結果については、事業報告書とは別に提出を受けているが、平成24年度事業報告書にも記載した。</p> <p>また、アンケートについて、来館者の年齢層や来館のきっかけ、要望・苦情など、広報戦略やリピーターの確保に向けた分析が行えるように質問項目を見直す。その結果について分析を</p>

<p>告書に明瞭に記載する必要がある。</p>	<p>行い、環境体験館の管理運営に活用する。 更に、アンケートの質問項目については、今後もその時々課題に応じて、適切に見直しを行うこととする。</p>
<p>オ 指定管理事業費に含める人件費を予算上適切に計上すべき（意見） 当該人件費は事業計画書上の予算には含めておらず、平成24年度の事業計画書においても同様であった。 指定管理事業の支援に従事する本部職員の人件費を指定管理事業費に含めるのであれば、予算上も適切に計上し、事業計画書に記載しなければならない。</p>	<p>庶務や経理、スタッフ研修、体験館のプログラム開発業務、企画展示の充実など、指定管理事業の支援に従事する本部職員の人件費について、平成25年度事業計画書に記載した。</p>
<p>第4 環境行政に関する出資団体の経営管理 【1】 全般的事項 (1) 事業収支改善に向けた中長期的な経営計画を策定すべき（意見） ひょうご環境創造協会は、県の環境施策を実行する重要な団体として位置づけられており、今後の経営改善は急務の課題である。このため、事業収支、資金収支、コスト削減などの業務の効率化、事業の見直し等の諸課題を盛り込んだ中長期的な経営計画とそれを達成するためのアクションプランの立案を行い、達成状況の分析を適時適切に行ったうえでアクションプランの見直しを行っていくことが必要である。</p>	<p>ひょうご環境創造協会の事業について、①環境創造事業などは、各年度における事業の選択と集中、事業執行の効率化、②セメントリサイクル事業などは長期的な収支改善方策、③環境調査・測定分析事業は、単年度の収益改善・事業執行の効率化と長期的な体制整備の視点が必要となる。 これらの視点は、基本的に経営改革緊急3箇年実施計画に盛り込んでおり、この内容については、毎年の点検において見直している。 緊急3箇年計画の見直しとともに、事業の取組方向を定めた中期経営計画（計画年度：平成26～平成30年度）の策定を進めており、早期に単年度収支を改善することとしている。</p>
<p>(2) 統合効果による成果の向上及び業務効率化を定量的に把握・評価すべき（意見） 環境クリエイトセンターや環境研究センターとの統合による成果の向上や業務の効率化に関する課題解消に向けた、定量的な具体性のある計画の策定により、統合効果を把握・評価していく必要があると考える。</p>	<p>経営改革緊急3箇年実施計画に基づき、総務部門の人員削減に加え、環境研究センターと環境技術部の人事交流や分析機器の一体的運用による効率化を進めている。 特に、収益が悪化している調査・分析部門においては、第3次行革プランに基づき、収益に見合う人員体制へ見直しを行うこととしており、作成中の中期経営計画の具体化を図ることとしている。併せて、社内カンパニー制の導入を行う。</p>
<p>(3) 県に拠出した基金の会計処理に関する開示を工夫すべき（意見） 資源循環事業会計の経常収益には環境創造基</p>	<p>基金取崩しによる交付金の受入れは、基金運</p>

<p>金及び環境クリエイトセンター事業基金の取崩しを交付金として計上している旨及び金額を注記することが望まれる。</p>	<p>用益と異なり新たな収益ではないことから、今後経常収益に計上する際には誤解を受けることがないように、財務諸表の注記において、当該交付金は基金取崩しによる旨の記載を行う。</p>
<p>【2】経理事務</p> <p>(1) 環境創造事業会計と兵庫県環境研究センター事業会計の共通の経費の合理的な按分基準を設定すべき（結果）</p> <p>兵庫県環境研究センター事業会計と環境創造事業会計に共通的に発生する経費について、兵庫県環境研究センター事業会計が負担すべき金額を決算処理として振り替えたものであるが、金額の根拠について確認したところ、具体的・合理的な按分基準は決められておらず、結果的に兵庫県環境研究センター事業会計の収支がほぼ均衡する金額で振替が行われていた。</p> <p>今後は環境創造事業会計と兵庫県環境研究センター事業会計の共通経費の合理的な按分基準を設定し、適切に振替を行わなければならない。</p>	<p>環境創造事業会計から兵庫県環境研究センター事業会計への振替については、共用機器等に係る経費を両事業会計間で割り振ったものである。</p> <p>平成25年度に、共用機器の使用日数などに基づく合理的な按分基準を新たに策定し、当該基準に基づき両事業会計の経費を適切に振り替えた。</p>
<p>(2) 特定資産の積立て及び取崩しの方針を明確化すべき（結果）</p> <p>貸借対照表において特定資産の区分に複数の基金を計上しているが、これらの特定資産について積立て及び取崩しに関する規程を作成していない。特定資産の積立て及び取崩しに関する規程を整備すべきである。</p>	<p>特定資産は法令で当該目的に沿った使用や処分、積立て・取崩しの要件などが定められており、これらの規定を踏まえ、平成25年度中に規程の整備を行うこととしている。</p>
<p>(3) 積立金（積立資産）の表示科目を修正すべき（結果）</p> <p>特定の目的のために積み立てられたかのような科目名を付すことは決算書の利用者に誤解を与えるリスクがあり、それぞれの資産の内容に応じて「土地」や「預金」等の科目名を付すべきである。</p>	<p>「建設改良積立資産」及び「新処理施設整備積立資産」については、平成24年度中に全額取り崩しており、平成25年度においては、科目の名称と資産保有目的が異なる科目はない。</p> <p>今後は、誤解を招かない科目名を用いることとする。</p>
<p>(4) 会計区分間の内部取引を決算書の総括表上、相殺消去すべき（結果）</p> <p>内部取引を相殺消去することは会計基準でも求められているところであり、これを相殺消去していない決算書は環境創造協会の規模を過大に表すことになる。会計区分間の内部取引は決算書の総括表上、相殺消去する必要がある。</p>	<p>内部取引については、水質検査委託に係る内部間の取引であり、それぞれの事業会計において収益及び費用を計上したものである。</p> <p>今後、会計間で発生した内部取引については、決算書の総括表上相殺消去し、適正な決算書を作成する。</p>
<p>(5) 正味財産増減計算書の指定正味財産の部は増減要因別に内容を記載すべき（結果）</p> <p>正味財産増減計算書の指定正味財産の部の増減内容は会計基準が求めているように増減原因</p>	<p>正味財産増減計算書の指定正味財産増減の部においては、会計基準で定めているように増減</p>

別に内容を記載すべきである。	原因別に内容を記載する。
<p>(6) 有価証券の時価情報を取得し、開示すべき(結果) 有価証券の時価情報は、証券会社から入手し、決算書上で開示しなければならない。</p>	<p>有価証券の時価情報については、決算書の財務諸表の注記において年度末の時価を記載する。</p>
<p>【3】業務手続 (1) 領収書の取扱ルールを遵守すべき(結果) 領収書はあらかじめ連番が付されておくべきであるが、連番が付されておらず、また、領収書の取扱いは経理課の管轄であるが総務課長の座席に保管されているなど、ルールが遵守されていないことによる不備が発見された。</p>	<p>領収書の取扱いについては、連番を付すとともに、経理課が管理する金庫に保管するなど、会計規定に基づく適正な取扱いに改めた。</p>
<p>(2) 固定資産の実地調査について、規定と実態を整合させるべき(結果) 「固定資産取扱要領」どおりに四半期ごとに実施調査を行うのは煩雑であると思われるが、事業所単位でローテーションにより実地調査を行うなど、方法を工夫することにより対応は可能であると思われる。あるいは、年に1回の実地調査でも十分であると判断するのであれば、要領を見直すべきである。</p>	<p>固定資産の変動は少なく、年1回の実施で十分と判断されるため、実施調査の回数を年4回から年1回とするよう規定を改正した。</p>
<p>(3) 購買・外注管理手順に基づかない発注や誤発注を防ぐ管理体制を整備すべき(意見) 発注依頼者と発注者を別の者とすることや検収者を発注依頼者以外の者を実施させることなど、発注者以外の第三者による統制を行うことにより、ルールに基づかない発注や誤発注を防ぐ必要がある。</p>	<p>ルールに基づかない発注等を防ぐため、購買依頼者は管理職の承認を得た上で発注を行うとともに、発注品の納品時における検収の複数人化と管理職による検印を行うこととした。</p>
<p>(4) 給与計算事務の確認体制を整備すべき(意見) 給与計算事務に係る網羅的なマニュアルを整備し、2名以上でチェックを実施する体制を整備することが望まれる。</p>	<p>給与支給のための出勤状況などの確認方法や源泉徴収事務の流れ等の給与事務マニュアルを整備するとともに、複数で確認する体制を整備した。</p>
<p>(5) 情報セキュリティ対策を強化すべき(意見) 「財団法人ひょうご環境創造協会情報漏洩防止対策実施規程」を定めて個人情報及び機密情報の漏洩防止を図っている。 しかし、当規程は基本的な事項を定めた規程であり、外部記憶媒体の使用やソフトウェアのインストールなど実務上の具体的な指針や、モニタリングの手段・頻度などは定められていない。ガイドラインやマニュアルなどを作成し、当規程の実効性を担保することが必要である。 また、情報セキュリティに関する環境創造協会としての取組姿勢を浸透させるとともに、</p>	<p>環境創造協会に適した情報セキュリティ基本方針、対策基準、実施内容等を検討し、実務上の具体的な指針を盛り込むなど、ガイドラインとなる情報漏洩防止対策実施規程に改訂するとともに、運用マニュアルを整備することとした。また、運用面での体制を整え、環境創造協会の情報セキュリティ対策に努め、更に、全職員の意識改革、担当職員の技術育成を図るなど、継続的な教育を行う。</p>

<p>具体的な情報セキュリティ対策について十分な教育を継続・反復的に実施し、周知徹底する必要がある。</p>	
<p>【4】環境創造事業会計 (1) 滞留債権の回収を適切に実施すべき（結果） 環境創造事業会計においては、平成24年6月30日時点で18百万円が民間企業等に対する滞留債権となっている。 平成24年9月より関係部署が連携して督促等回収の手立てを講じており、平成24年11月末時点で約2,300千円の回収を行ったとのことであるが、今後も継続して規定どおり督促等の回収を行い、滞留債権の回収に努める必要がある。</p>	<p>滞留債権の回収については、平成24年9月より関係部署が連携して督促等の回収手立てを講じている。指摘を受けた滞留債権18百万円（平成24年6月30日時点）については3,807千円を回収（平成26年2月末現在）するとともに、今後回収の見込みがないと判断した債権10,127千円については、不納欠損処理を平成24年度決算で実施した。 今後も引き続き回収に努めるとともに、新たな滞留債権発生防止に努める。</p>
<p>【5】資源循環事業会計 (1) セメントリサイクル事業の経営改善を抜本的に進めるべき（意見） セメントリサイクル事業の現在の事業計画は楽観的であり、実現には相当の困難が予想される。住友大阪セメント(株)と十分に連携して、経費削減の徹底と、より広範な地域に対する営業活動の強化を実施するとともに、事業計画を精査して見直しを行い、場合によっては処理料金の改定も含めた抜本的な対策を講じる必要がある。</p>	<p>市町等への営業活動を強化した結果、焼却灰、ばいじんの新規の受入市町等が確保でき、受入量は平成24年度の約3倍に増加した。 共同事業者である住友大阪セメント(株)と定期的な打合せを行い、受注拡大のための営業活動を進めるとともに、運転経費についても環境創造協会負担額軽減の方向で協議を進めた結果、平成25年度以降収支均衡が図れる見込みである。</p>
<p>(2) セメントリサイクル事業開始前の費用負担について早急に共同事業者と合意すべき（結果） 環境創造協会と共同事業者は平成22年7月1日に「準備段階で生じた費用の負担に関する確認書」を取り交わす予定であったが、監査実施時点において未だ締結されていなかった。現時点では準備段階経費約37百万円を環境創造協会が支出しており、早期に費用負担について合意し、確認書を取り交わすべきである。</p>	<p>事業立ち上げ経費に算入すべき費用及び負担割合については合意をし、平成25年度中に確認書を交わすこととしている。</p>
<p>(3) 但馬最終処分場事業で使用している建設残土搬入券の管理を強化すべき（意見） 定期的に事業課の職員が香住事業所に赴き、搬入券の出納管理簿と搬入券の現物及び出納記録との照合を行うなど、管理体制を強化すべきである。</p>	<p>本部事業課職員が定期的に現地に赴き、搬入券の受払状況及び在庫管理状況を確認することとした。 また、搬入業者から回収した使用済搬入券の点検についても行い、残土搬入券の管理を強化することとした。</p>